

内部監査の実施状況について
(令和5年度分)

青森労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課・室	令和5年10月30日から11月16日にかけて実施 (総務課は令和6年1月23日、24日に実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の指摘事項及び指導事項はなかった。 	<p>内部監査の概況を作成し、基本業務の確実な実施と再発防止のための具体的な体制を確立することにより、適正な事務処理の徹底を求めるとする。</p>
青森労働基準監督署 ほか5署	令和5年11月2日から11月29日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・定められた事務処理方法に準拠していない代休日の指定については指導事項とした。 	<p>指導事項については、局長名により通知し、文書による是正状況及び再発防止策の報告を求めた。</p> <p>また、内部監査の概況を作成し、基本業務の確実な実施と再発防止のための具体的な体制を確立することにより、適正な事務処理の徹底を求めるとする。</p>
青森公共職業安定所 ほか8所（出張所1所含む。）	令和5年11月6日から11月30日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務手当の支出額に直接影響する相談員活動実績報告書の誤りについては指摘事項とした。 ・定められた事務処理方法に準拠していない超過勤務命令の承認については指導事項とした。 	<p>指摘事項及び指導事項については、局長名により通知し、文書による是正状況及び再発防止策の報告を求めた。</p> <p>また、内部監査の概況を作成し、基本業務の確実な実施と再発防止のための具体的な体制を確立することにより、適正な事務処理の徹底を求めるとする。</p>